

誓 約 書

山口県民文化ホールいわくに（以下「シンフォニア岩国」という。）において、営利又は宣伝を目的とした催し物を行うにあたり、割賦販売法（昭和36年7月1日法律第159号）、特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）、無限連鎖講の防止に関する法律（昭和53年11月11日法律第101号）及び消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年3月29日山口県条例第1号）等関係法令を遵守し、下記の事項に留意することを確約いたします。

なお、これに反する行為があった場合は、施設使用許可が取り消され、今後の使用が認められないことになっても異議はありません。

また、この処分に伴う損害は、使用許可申請者が負うものとします。

年 月 日

山口県民文化ホールいわくに館長 様

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者）

⑩

（使用許可申請者又は使用責任者が記名・押印してください。）

記

- 1 本人の意に反する強引な勧誘等をしないこと。
- 2 将来の利益性等、不確実な要素で契約誘導しないこと。
- 3 未成年者への勧誘等は、保護者等の了解を得ること。
- 4 連絡先を明確にし、解約の申し出には誠意をもって対応すること。
- 5 シンフォニア岩国との関係について、来場者が事実誤認することのないよう配慮すること。
- 6 シンフォニア岩国より指示された事項を遵守すること。
- 7 その他この催し物に関して問題が生じた場合は、誠意をもって対応すること。